

議第12号議案

全国一律最低賃金制度の導入を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年6月17日提出

提出者	新座市議会議員	石島	陽子
賛成者	〃	高邑	朋矢
	〃	小野	大輔
	〃	辻	実樹
	〃	笠原	進

提 案 理 由

全国一律の最低賃金制度の導入を求めるため、この案を提出する。

全国一律最低賃金制度の導入を求める意見書

厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から7月頃、答申が行われる見込みです。昨年、同審議会は、全国加重平均26円の引上げ（全国加重平均874円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定されたところです。

しかし、時給874円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2,000円、年収約182万円にしかありません。しかも、日本の最低賃金は、都道府県ごとに四つのランクに分けられ、2018年度の改定では、最高の東京都（985円）と最低の鹿児島県（761円）で、時給で224円という3割近い格差があり、その格差は年々広がる傾向にあります。

また、日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低く、フランス、イギリス、ドイツの最低賃金は、日本円に換算するといずれも1,100円を超えており、国際的にみて日本の最低賃金の低さは際立っています。労働団体の生活費調査でも、一人の労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも22万円～25万円（時給1,500円程度）が必要であり、都市部と地方での最低生活費の差はほとんどありません。

我が国の2015年の相対的貧困率は15.6%と依然高い水準にあり、女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化しているのが現状です。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻害する大きな要因となっています。

また、最低賃金の地域格差によって、地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化しています。地域経済の活性化のためにも、最低賃金の引上げと地域間格差の縮小が急務となっています。

よって、政府におかれましては、社会保険料の事業者負担分を減免するなどの中小企業対策を講じた上で、最低賃金額の大幅な引上げを図るとともに、全ての労働者に人間らしい生活を保障するため最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度の導入を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

総務大臣 様